

回数 〔年度〕	問 題
<p style="text-align: center;">第74回 〔令和6年度〕</p>	<p>問1 (15点)</p> <p>次の(1)～(5)の間に答えなさい。</p> <p>(1) 酒税法における「アルコール分」及び「エキス分」について、それぞれの定義を述べなさい。</p> <p>(2) 酒税法では、酒類製造者につき相続があった場合において、引き続きその製造業をしようとする相続人は、遅滞なく、その旨を所轄税務署長に申告し、一定の要件を満たせば、相続の時において、被相続人が受けていた酒類の製造免許を受けたものとみなすことが規定されている。相続の時における規定が特に設けられている趣旨について述べなさい。</p> <p>(3) 酒税法では、酒類製造者がその製造場から移出した酒類を当該製造場に戻し入れた場合には、当該移出による酒税額に相当する金額を控除することが規定されている。この規定が設けられている趣旨について述べなさい。</p> <p>(4) 酒税法では、酒類製造者、酒母若しくはもろみの製造者、酒類の販売業者又は特例輸入者は、製造、貯蔵、販売又は保税地域からの引取りに関する事実を帳簿に記載しなければならないことが規定されている。この規定が設けられている趣旨について述べなさい。</p> <p>(5) 酒母又はもろみの製造者は、酒母又はもろみを処分し、又はその製造場から移出しようとするときは、その製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けなければならないが、承認を要さない場合がある。承認を要さない場合を3つ述べなさい。</p> <p>問2 (15点)</p> <p>酒類製造者甲（以下「甲」という。）は、清酒の製造免許を受けている者である。</p> <p>乙税務署長は、酒税の保全のため必要があると認められたため、甲に対して酒税につき担保の提供を命じた。しかし、甲は、乙税務署長から指定された期限までに担保の提供に応じなかった。</p> <p>乙税務署長から指定された期限までに甲がその製造場から移出した酒類に係る酒税の申告及び納付に関する酒税法の取扱いについて述べなさい。また、当該申告及び納付の規定が設けられている趣旨について述べなさい。</p>